

## 熊本県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		9.4E-3	4.1E-1	5.2E+1	52.3
64	エトフェンプロックス	2.8E+1	1.5E+1	2.4E+1	1.2E+1	79.3
117	テブコナゾール				4.4E+0	4.4
139	トラロメトリン			2.4E+0	1.4E+0	3.9
140	フェンプロパトリン			3.3E+0		3.3
153	テトラメトリン	2.5E+2	1.1E+1	3.1E+2		565.0
181	ジクロロベンゼン	4.9E+2	2.3E+2			726.5
225	トリクロロホン		7.9E+0			7.9
248	ダイアジノン		7.3E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.9E+2	4.1E+0		190.2
252	フェンチオン	5.5E+0	7.1E+1	5.5E+0		82.1
256	デカン酸				7.3E-2	0.1
350	ペルメトリン	4.6E+1	4.8E+1	4.8E+1	4.1E+1	182.7
405	ほう素化合物		8.7E-1	4.1E+1	2.0E+0	44.4
427	カルバリル			2.2E+2		220.5
428	フェノプカルブ			1.4E+2	1.3E+2	262.5
457	ジクロロボス	9.7E+1	8.0E+2			900.8
合 計		9.2E+2	1.4E+3	7.9E+2	2.4E+2	3326.6

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等